

新潟市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

（対象世帯）

第4条 本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要と認められる、次に掲げるような状態にある世帯を対象とする。

- （1） 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- （2） 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- （3） 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- （4） その他、事業の目的に鑑みて、本事業による支援が必要と認められる世帯（支援を要するヤングケアラー等を含む）

（中核機関）

第5条 本事業の中核となる機関（以下、「中核機関」という。）は、区健康福祉課とし、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象世帯に対する他の支援との連絡調整を行う。

(事業の内容)

第6条 訪問支援員を対象世帯の居宅に派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、次の支援を行う。ただし、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 住居等の清掃及び整理整頓
- ウ 衣類等の洗濯及び補修
- エ 生活必需品の買物
- オ その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの

(2) 育児・養育支援

- ア 授乳・食事の世話
- イ おむつ交換、衣類交換
- ウ 入浴（もく浴）の介助
- エ 子守、遊び相手などの見守り
- オ 保育所等の送迎
- カ その他、日常的な育児・養育に関して特に必要と認められるもの

2 支援は、原則、保護者の在宅時に行う。ただし、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、中核機関と事業者が協議の上、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

3 本事業実施の際は、養育支援訪問事業による保健師等の専門的相談支援との併用を積極的に検討する。

(支援の方法)

第7条 本事業は、中核機関が支援の必要があると判断した世帯に対し、新潟市子育て世帯訪問支援事業支援計画（様式第1号）を策定した上で実施するものとする。

(訪問支援員の派遣)

第8条 訪問支援員の派遣は、支援対象者の在宅時に、支援対象者の自宅において、次のとおり行うものとする。

- (1) 時間数は、1回につき1時間以上2時間以内とする。
- (2) 回数は、1世帯あたり年度内に20回を限度とする。
- (3) 訪問支援員の派遣を行う日は、原則として年末年始を除く毎日とする。
- (4) 訪問支援員の派遣を行う時間帯は、原則として午前8時から午後6時までとする。

(利用の申請)

第9条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第2号）により、市長に申請するものとする。

(実施の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、新潟市子育て世帯訪問支援事業実施可否決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業者への依頼)

第11条 市長は、本事業の実施が決定したときは、新潟市子育て世帯訪問支援事業実施依頼書（様式第4号）により、本事業を実施する者に依頼するものとする。

(利用料)

第12条 本事業の利用料は無料とする。ただし、食材、生活必需品等の購入にかかる費用、訪問支援員が買い物その他のサービスを実施するためにかかる交通費等は、本事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、その実費相当額を負担しなければならない。

(キャンセル)

第13条 利用者は、利用者の都合により本事業の利用を中止する場合は、訪問予定日の前日の午後4時までに事業者に連絡をするものとする。

(利用者台帳の作成と利用の確認)

第14条 本事業を実施する者は、新潟市子育て世帯訪問支援事業利用者台帳（様式第5号）を作成し、本事業を実施したときは、新潟市子育て世帯訪問支援事業利用確認書（様式第6号）により、利用者から本事業履行の確認を受けるものとする。

(訪問支援員の要件)

第15条 訪問支援員については、以下のすべての要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

(1) 第16条に規定する研修内容を踏まえた本市が適当と認める研修を修了した者

(2) 以下、ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(訪問支援員への研修)

第16条 本事業を実施する者は、訪問支援員に対して、資質の向上のために必要な研修として、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務のほか、AEDの使用方法や心肺蘇生法等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習等について、必ず実施するものとする。

ただし、他の研修等の修了をもって習得できると本市が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

(訪問支援員の選考及び派遣)

第17条 本事業を実施する者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者のうちから、派遣する訪問支援員を選考し、派遣するものとする。

- (1) 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、訪問介護員のいずれかの資格を有するものであること。
- (2) 育児又は家事に関する援助を適切に実行できる能力を有すること。
- (3) 心身ともに健全であること。

(留意事項)

第18条 本事業を実施する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。ただし、訪問した世帯が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、中核機関へ連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めなければならない。なお、この場合に、業務上知り得た情報を中核機関と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものである。

(実績報告)

第19条 本事業を実施する者は、新潟市子育て世帯訪問支援事業利用者台帳(様式第5号)及び新潟市子育て世帯訪問支援事業実績報告書(様式第7号)を月ごとに作成し、市長に提出するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新潟市子育て世帯訪問支援事業 支援計画

利用者氏名		住所	新潟市 区			
世帯員名 (続柄・年齢)						計画作成日:
						計画作成者:
	現状・支援上の課題	支援目標	支援内容	頻度・時間	期 間	その他特記事項
養育者			【育児・家事援助】 ・ ・ ・	【育児・家事援助】 週 回 時間		
子ども			※養育支援訪問事業を併用する場合は、以下について記入	※養育支援訪問事業を併用する場合は、以下について記入		
養育環境			【専門的相談支援】 ・ ・ ・	【専門的相談支援】 週 回 時間		

新潟市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 住 所 新潟市 区

氏 名

電話番号 () -

次のとおり新潟市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので申請します。

利用 者	住所	〒 区 新潟市 区				
	フリガナ 氏 名			電話番号() -	生年月日 年 月 日	
同居世帯の 状況 (利用者を除く)	フリガナ 氏 名	利用者との 続柄	生年月日		職業・学校	
		男女		年 月 日		
		男女		年 月 日		
		男女		年 月 日		
		男女		年 月 日		
		男女		年 月 日		
希望する曜日・時間 ○をつけてください		希 望 曜 日 月 火 水 木 金 ※ 土 日 (要相談) 希望時間帯 午前・午後 時 分 ~ 時 分				
希望するサービスの内容 希望するサービスに ☑をつけてください。 ※買い物等のために要した 交通費等は、利用者の実費 負担となります。		育 児 支 援	☐ 授乳・食事の世話 ☐ おむつ交換、衣類交換 ☐ 入浴(もく浴)介助 ☐ 子守、遊び相手など見守り ☐ その他必要な育児支援 ()		家 事 支 援	☐ 食事の準備、片付け ☐ 衣類の洗濯、補修 ☐ 居室等の清掃、整理整頓 ☐ 生活必需品の買い物 ☐ 関係機関との連絡 ☐ その他必要な家事支援 ()
緊急連絡先	フリガナ 氏 名		続柄		電話 番号	
世帯区分	☐ 生活保護世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ 市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 ☐ その他の世帯					
同意書 ☐ 本申請書の内容及び事業の利用に必要な情報を新潟市から事業を実施する事業者へ情報提供すること、並びに利 用対象世帯の利用状況について事業を実施する事業者から新潟市へ情報提供することについて同意します。 ☐ 国庫補助金申請に必要な市民税及び世帯状態等の閲覧をすることに同意します。 申請者(利用者)氏名 _____						

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名 様

新潟市長 印

新潟市子育て世帯訪問支援事業実施可否決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました新潟市子育て世帯訪問支援事業につきまして、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 実施の可否 実施する 実施しない

2 その他

様式第4号 (第11条関係)

年 月 日

(事業者)

様

新潟市子育て世帯訪問支援事業実施依頼書

新潟市長

新潟市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり新潟市子育て世帯訪問支援事業の実施を依頼します。

記

[illegible]

新潟市子育て世帯訪問支援事業利用者台帳

[illegible]

様式第6号（第14条関係）

新潟市子育て世帯訪問支援事業利用確認書

年 月分

利用者氏名

[illegible]

新潟市子育て世帯訪問支援事業実績報告書

年 月 日

（あて先） 新潟市長

事業者 所在地

名 称

代表者

新潟市子育て世帯訪問支援事業の実施状況について、次のとおり報告します。

年 月分

No.	利用者氏名	居住区	派遣回数	派遣時間数	支援内容
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
		区	回	時間	
合 計			回	時間	